

別表四（第三十二条関係）

種別	金額	備考
入学検定料	三〇、〇〇〇円	入学願書に添えて納入する。
入学料	二五〇、〇〇〇円	入学手続時に納入する。
授業料	七〇〇、〇〇〇円（年額）	毎年二期に分けて納入する。

第九章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第三十二条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表四のとおりとする。

第三十三条 授業料は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第三十四条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第三十四条の二 第十一条の九に掲げる免許・資格を取得しようとする者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費・実習費等を納入しなければならない。

2 前項の履修費・実習費等の金額は別に定める。

第三十五条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十五条の二 第二十七条の二第一項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十六条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第三十七条 在学中において授業料及びその他の納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第三十八条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。